定量法　本品約0.1gを精密に量り、共栓フラスコに入れ、水100mlを加えて溶かし、ヨウ化カリウム3g及び塩酸（2→3）5mlを加え、直ちに密栓して暗所に5分間放置した後、遊離したヨウ素を0.1mol／Lチオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する（指示薬　デンプン試液3ml）。ただし、デンプン試液は、終点近くで液が薄い黄赤色になったときに加え、終点は液の青色が消えるときとする。別に空試験を行い補正する。

0.1mol／Lチオ硫酸ナトリウム溶液1ml＝6.575mg $Na_2SeO_3 \cdot 5H_2O$

第2のFeのアセトンの目の次に次の1目を加える。

亜セレン酸ナトリウム

亜セレン酸ナトリウムは、調製粉乳及び母乳代替食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五)　乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の規定による厚生労働大臣の承認を受けたものを除く。以下この目において同じ。）以外の食品に使用してはならない。

亜セレン酸ナトリウムを母乳代替食品に使用する場合は、その100kcalにつき、セレンとして5.5μgを超える量を含有しないように使用しなければならない。

○厚生労働省告示第三百五十号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（同告示表入院患者に提供する医療の内容の項第十一号ワの規定を除く。）は、平成二十八年十月一日から同月三十一日までの間に行うものとされる病床機能報告から適用し、同項第十一号ワの規定は、平成二十九年十月一日から同月三十一日までの間に行うものとされる病床機能報告から適用する。

平成二十八年九月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表構造設備及び人員の配置その他必要な事項の項第三号ハ中⑾を⑸とし、⑽を⑿とし、⑿の次に次のように加える。

⒄　内視鏡手術用支援機器の数

表構造設備及び人員の配置その他必要な事項の項第三号ハ中⑾を⑸とし、⑽を⑿とし、⑿の次に次のように加える。

⒀　ガンマナイフの数

⒁　サイバーナイフの数

表構造設備及び人員の配置その他必要な事項の項第三号ハ中⑼を⑾とし、⑸から⑻までを⑺から⑽までとし、同号ハ⑷中「この⑷」を「この⑹」に改め、同号ハ中⑷を⑹とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　総合入院体制加算1から3までのいずれかを算定している病院にあっては、総合入院体制加算1から3までのいずれかの別

⑸　体制強化加算1又は2を算定している病院にあっては、その旨

表構造設備及び人員の配置その他必要な事項の項第三号中「及び⑵を除く」を「、⑵及び⑸を除く」に改め、「する方法」の下に「（ハ⑵にあっては、ファイル等に記録する方法及び規則第三十条の三十三の六第三項に規定するレセプト情報による方法（以下「レセプト情報による方法」という。）」を加える。

表入院患者に提供する医療の内容の項第五号ホを削り、同号中「規則第三十条の三十三の六第三項に規定するレセプト情報による方法（以下「レセプト情報による方法」という。）」を「レセプト情報による方法」に改め、同項第六号に次のように加える。

ヨ　認知症ケア加算1及び2の算定件数

タ　精神疾患診療体制加算1及び2の算定件数

レ　救命救急入院料の加算（医科点数表の区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料の注2に規定する加算をいう。）の算定件数

表入院患者に提供する医療の内容の項第八号ヘ及びトを削り、同号中チをヘとし、リからカまでをトからヲまでとし、同号ヨ中「カの」を「ヲの」に改め、同号中ヨをワとし、タをカとし、「カからタ」を「ヲからカ」に改め、同項第九号イ中「退院調整加算」を「退院支援加算」に改め、同号ハ及びニを削り、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　地域連携診療計画加算（医科点数表の区分番号Ａ２４６に掲げる退院支援加算の注4に規定する加算をいう。）の算定件数

表入院患者に提供する医療の内容の項第九号中ホをニとし、へからチまでをホからトまでとし、同項第十一号ヘを削り、同号中トをヘとし、チからルまでをトからヌまでとし、同号ヲ中「ルの」を「ヌの」に、「ワに」を「ヲに」に改め、同号中ヲをルとし、同号ワ中「ルの」を「ヌの」に改め、同号中ワをヲとし、同号に次のように加える。

ワ　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、基本診療料の施設基準等別表第九の三に規定するリハビリテーションの提供実績を相当程度有するとともに、効果に係る相当程度の実績が認められない場合に係る状況

表入院患者に提供する医療の内容の項第十一号中「リからワ」を「チからヨ」に改め、同項第十四号中「あっては、」の下に「ファイル等に記録する方法及び」を加え、同項に次のように加える。

	病棟	レセプト情報による方法
十五　医科歯科の連携状況 イ　歯科医師連携加算の算定件数 ロ　周術期口腔機能管理後手術加算の算定件数 ハ　周術期口腔機能管理料(Ⅱ)及び(Ⅲ)の算定件数		

附則を削る。

○厚生労働省告示第三百五十一号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十七年厚生労働省告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（同告示表入院患者に提供する医療の内容の項第十一号ワの規定を除く。）は、平成二十八年十月一日から同月三十一日までの間に行うものとされる病床機能報告から適用し、同項第十一号ワの規定は、平成二十九年十月一日から同月三十一日までの間に行うものとされる病床機能報告から適用する。

平成二十八年九月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表構造設備及び人員の配置その他必要な事項の項第三号ハ中⑾を⑸とし、⑽を⑿とし、⑿の次に次のように加える。

⒄　内視鏡手術用支援機器の数

表構造設備及び人員の配置その他必要な事項の項第三号ハ中⑾を⑸とし、⑽を⑿とし、⑿の次に次のように加える。

⒀　ガンマナイフの数

⒁　サイバーナイフの数